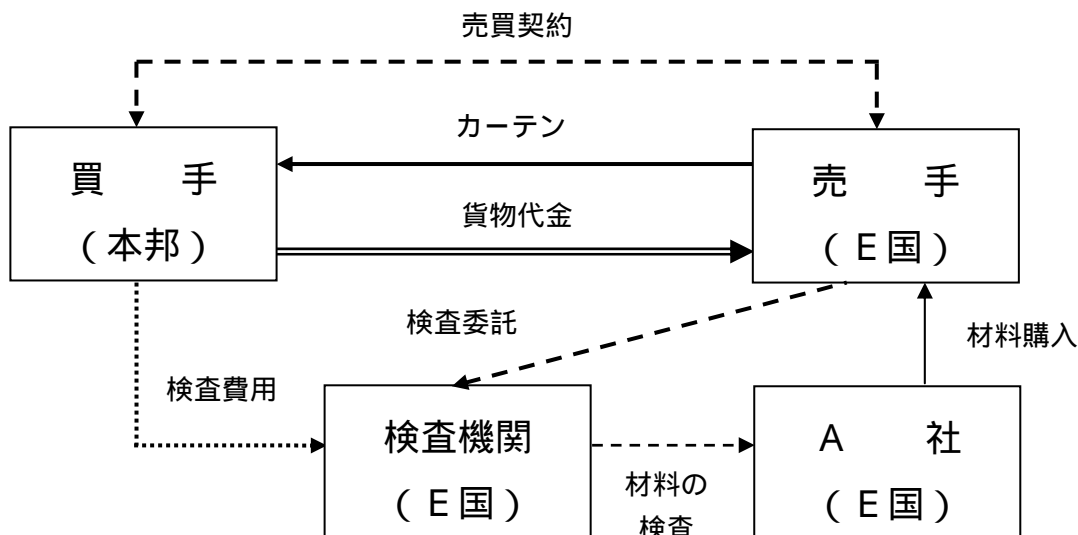


## 22. 売手から委託された検査機関が行う材料の検査に要した費用



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からカーテンを購入（輸入）します。

輸入貨物は売手の工場で生産されますが、材料である生地は売手が輸出国のメーカーA社から購入したものが使用されます。

また、当社との売買契約において、売手は、生地を購入する際に、その生地が契約に定める品質及び強度を満たしているか否かについて、輸出国の第三者検査機関の確認を受けることとされています。

今般、当社は、売手からの指示に基づき、売手に支払う貨物代金とは別に、売手の依頼を受けた検査機関が行った生地の検査に要した費用をその検査機関に直接支払います。なお、当社、売手、検査機関、A社の間に特殊関係はありません。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が輸出国の検査機関に支払う生地の検査費用は、現実支払価格に含まれますか。

### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が検査機関に支払う検査費用は、輸入貨物の材料である生地が契約に定める品質等に合致しているか否かを確認するため売手の依頼を受けた検査機関が売手のために行った検査に要した費用と認められますので、現実支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が輸出国の検査機関に支払う検査費用は、売手の

依頼を受けた検査機関が売手のために行う検査に要した費用であり、売手からの指示により、貴社が売手の負っている債務を弁済するために（売手に代わって）検査機関へ支払うものと認められます。

したがって、貴社が支払う生地検査に要した費用は、その輸入貨物について売手のために支払われるもの（売手への間接支払）であり、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、4-2の3(1)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）